

自動車取得税の軽減対象軽自動車一覧表

ここに掲げられた軽自動車は、自動車取得税の課税標準が自動車の取得価格から30万円を控除した額となる。(税額が9千円軽減される。)

☆☆☆かつ低燃費車

通称名	排気量(ℓ)	型式指定 番号	車両型式	類 別 区分番号	10・15M 燃費値	低排出ガス 認定基準
ミラ	0.659	11126	UE-L700V ※	001	24.0	☆☆☆
				002	20.5	
ミラ	0.659	11681	UE-L250V	001	21.0	☆☆☆
				002	20.5	
				003	21.0	
				004	20.5	
ハイゼット	0.659	11389	UE-S200V	001	15.2	☆☆☆
				002		
				003		
				004		
				005		
				006		
				007		
				008		
				009		
				010		
				011		
				012		
				013		
				014		
		11390	UE-S210V	001	15.0	
				002		
				003		
				004		
				005		
				006		
				007		
				008		
				009		
				010		
				011		
				012		
				013		
				014		

☆☆かつ低燃費車

通称名	排気量(ℓ)	型式指定 番号	車両型式	類 別 区分番号	10・15M 燃費値	低排出ガス 認定基準
ミラ	0.659	11028	LE-L700V ※	001	23.0	☆☆
				002		
				003	19.6	
				004		
				005	23.0	
				006	19.6	

		11029	LE-L710V ※	001	20.0	☆☆
				002	17.2	
				003	20.0	
				004	17.2	
ミラ	0.659	11682	LE-L250V	001	24.5	☆☆
				002	23.5	
				003	24.5	
				004	23.5	
				005	21.5	
				006	21.0	
				007	21.5	
				008	21.0	
ミラ	0.659	11683	LE-L260V	001	21.5	☆☆
				002	21.0	
				003	21.5	
				004	21.0	
				005	19.0	
				006	18.4	
				007	19.0	
				008	18.4	
ハイゼット	0.659	11221	LE-S200V	001	15.6	☆☆
				002	15.2	
				003	16.2	
				004		
		11223	LE-S210V	017	15.0	☆☆
				018		
				019		
				020		
				021		
				022		
				023		
				024		
				025	15.8	
				026		
ハイゼット	0.659	11231	LE-S200P	001	15.8	☆☆
				002		
				003		
				004		
				005		
				006		
				013		
				014		
				015		
				016		
				017		
				018		
				019		
				020		
				021		
				022		
				023		
				024		
				025		
				026		
ハイゼット	0.659	11235	LE-S200C	001	15.0	☆☆
				002		
				003		
				004		
				005		
				006		
ハイゼットデッキハン	0.659	11225	LE-S200W	001	15.6	☆☆
				002	15.2	

☆かつ低燃費車

通称名	排気量(ℓ)	型式指定 番号	車両型式	類 別 区分番号	10・15M 燃費値	低排出ガス 認定基準
ハイゼット	0.659	11220	TE-S200V	002	15.6	☆
				004	16.0	
				005	15.6	
				006		
				007	15.2	
				008		
				009		
				010		
				012	15.6	
				014	16.0	
				015	15.2	
				016		
				018	15.6	
				020	16.0	
				022	15.6	
				023		
				024		
				025	15.2	
				026		
				027	15.8	
				028	15.2	
				029		
				030		
				032	15.6	
				034	16.0	
				035	15.2	
				036		
ハイゼット	0.659	11230	TE-S200P	001	17.0	☆
				003		
				005	17.4	
				006		
				007	16.8	
				008		
				009	17.0	
				011		
				013	17.4	
				014		
				015	16.8	
				016		
				017	17.0	
				018	17.4	
				020	16.8	
				021	17.0	
				023		
				025	17.4	
				026		
				027	16.8	
				028		
ハイゼット	0.659	11232	TE-S210P	024	15.6	☆
				028		
		11234	TE-S200C	002	15.6	☆
				004		
ハイゼットデッキバン	0.659	11224	TE-S200W	006		
				001	15.6	☆
				002		
				003	15.2	
004						

- 注：1 同一型式であっても、仕様によって一部軽減対象とならない場合があるので、自動車販売店等での確認が必要。
- 2 燃費の単位はkm／l。同一型式内に複数燃費値があるものは、新燃費基準を満足しているもののみ記載。
- 3 燃費基準は重量毎に異なるため、同一型式であっても重量によって適用される燃費基準が異なることがある。

(参考) 新燃費基準の値

<軽貨物車>

変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	燃費基準値 (km/L)
手 動 式	703kg未満	構造 A	20.2
		構造 B	17.0
	703kg以上828kg未満	構造 A	18.0
		構造 B	16.7
	828kg以上		15.5
手動式以外のもの	703kg未満	構造 A	18.9
		構造 B	16.2
	703kg以上828kg未満	構造 A	16.5
		構造 B	15.5
	828kg以上		14.9

備考

- 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。
- イ. 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
- ロ. 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- ハ. 運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前軸のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後軸に動力を伝達するものに限る。）であること。